

『株式会社SUBARUによる米海兵隊オスプレイの定期機体整備について』 に係る確認事項等について

2017年（平成29年）2月以降、株式会社SUBARUが木更津駐屯地において、米海兵隊オスプレイの定期機体整備を実施中であり、これまで4機の整備を完了し、現在、5機目と6機目が整備中です。

2021年（令和3年）6月25日、米軍は、2021年（令和3年）7月以降、定期機体整備実施企業として、引き続きSUBARUを選定しました。

なお、株式会社SUBARUによる米海兵隊オスプレイの定期機体整備に係る内容について、以下のとおり確認したのでお知らせいたします。

（定期機体整備実施企業について）

○株式会社SUBARU（以下「SUBARU」という）と日本飛行機株式会社（以下「日本飛行機」という）が定期機体整備を行うとのことだが、2社の役割分担はあるのか。

また、日本飛行機は最大何機の整備を請け負うのか。

<防衛省>

SUBARUと日本飛行機の役割分担の有無については、防衛省として承知していませんが、整備内容は両社とも同一の内容と承知しています。

また、SUBARUと日本飛行機のどちらが整備するかについては、定期機体整備の所要が発生する都度決定されるため、現時点において、日本飛行機が整備する機数は未定です。

（整備対象機について）

○今般の契約の中で、米海兵隊オスプレイ（MV-22）の整備51機が予定されるとのことだが、この点について説明していただきたい。

<防衛省>

米軍が公表した提案要求書には今回の契約対象期間の整備予定機数について51機との記載がありますが、これは提案要求書を公表した時点のものであり、実際の整備機体数は今後、整備所要に応じて決まっていくと考えています。

(整備対象機について)

○今般の契約において、米海軍オスプレイ（CMV-22）の整備は想定されているか。また、横田基地に配備されている米空軍（CV-22）については、整備は想定されているのか。

<防衛省>

米軍が公表した提案要求書に、2023年（令和5年）以降、米海軍オスプレイ（CMV-22）の整備も想定されている旨記載されています。同機は空母に補給物資や人員等を輸送するための艦上輸送機であり、基本的な構造やエンジンはMV-22と同様ですが、最大搭載燃料を増加し、航続可能距離を延伸する等の改修が施されていると承知しています。現時点でCMV-22の日本国内配備について何ら決まった方針があるとは承知しておりません。

なお、横田に配備されている米空軍（CV-22）については、本入札に基づく整備は想定されていません。

(整備期間について)

○標準的な整備期間が約1年4ヵ月となったのはどういった理由か。

<防衛省>

標準的な整備期間について、2014年（平成26年）に米軍が公表した提案要求書では約120日でしたが、令和2年の提案要求書では、これまでの整備実績等を踏まえて約1年4ヵ月に延長されたものと承知しています。

(飛行回数について)

○2020年（令和2年）5月に、米軍が公表した提案要求書において、最大同時7機の整備、整備に要する期間については約1年4ヵ月とされているが、これまでの木更津駐屯地における定期機体整備の飛行実績を踏まえると、想定される飛行回数は増加するのか。

<防衛省>

飛行回数の増減について、現時点で確定的にご説明することは困難ですが、2015年（平成27年）には、年によって対象機数は変動するものの、一年間に想定される米海兵隊オスプレイの機体数は5機から10機程度の整備を想定している旨、ご説明しました。一方で、今後最大同時7機整備が行われたとしても、整備に見込まれる期間が約1年4ヵ月に延長された結果、年間の飛行回数は当初想定されていた試験飛行の年間回数より必ずしも増加するとは見込んでおり

ません。

また、これまでの実績では、1機当たり、飛来、帰投、試験飛行2～4回で計4～6回の飛行をしています。この結果、2017年（平成29年）2月から2021年（令和3年）7月までの約4年半で4機の定期機体整備を実施し、合計20回飛行しました。

（格納庫整備について）

○木更津駐屯地における、米側の整備需要増（最大同時7機）及び陸自オスプレイ整備需要（同時3機整備）に対応するための新たな格納庫の整備計画を説明していただきたい。

<防衛省>

米側の整備需要増及び陸上自衛隊オスプレイ整備需要に対応するため、木更津駐屯地北西に、新たに格納庫を2棟建設することを計画しています。格納庫の建設後には、現在定期機体整備に使用している格納庫と併せ、計3棟で整備を実施したいと考えています。工期等の詳細については引き続き検討を行っているところです。

（覚書について）

○2017年（平成29年）1月に、防衛省、米軍及びSUBARU（旧富士重工業）で取り交わした覚書の内容については、今般の契約期間においても有効か。

<防衛省>

覚書の内容については、次期契約期間においても有効であることを、整備企業及び米軍に対して確認済みです。